

令和2年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 地域日本語教育実践プログラム Q&A

昨年度から新たに加えた部分については赤字にしております。

	質問	回答
	申請について	
1	応募は都道府県、政令市だけではなく、区や市町村のレベルでも可能ですか。	都道府県、政令指定都市は継続申請のみ可能です。市区町村は申請可能です。地方公共団体参加の実行委員会形式での応募も可能です。募集案内4ページの4. 応募要件を参照してください。 なお、プログラム(B)は継続申請のみが対象となっています。
2	任意団体ですが、応募を検討しています。団体所在地は、規約に規定があり、事業実施予定地の隣町です。団体所在地と事業実施予定地が異なっても応募できますか。	団体所在地が事業の実施予定地と同一でなくても問題はありません。
3	応募を検討をしている団体です。現在、NPO法人の認証を申請しているところですが、NPO法人の認証が間に合わない場合、事業の申請はどのようにしたらいいでしょうか。	法人格を有しない任意団体として申請してください。NPO法人の認証がされた場合は、団体の変更手続を行っていただくことになります。
4	募集案内の事業の目的に「日本国内に定住している外国人等を対象」とありますが、「定住」の期間に目安はありますか。数十年の人はもちろん、ある一定期間、数年程度の日本に定住する方も含めてよいですか。	「定住している外国人等」であり、在留資格は問いません。いわゆる研修生や技能実習生で滞日予定の期間が限られていても構いません。 ただし、「生活者としての外国人」としての観点で行われる日本語教育事業が本事業の対象です。
5	複数年採択されている団体もあるようですが、採択の上限年数の設定等がありますか。例えば、今年度はプログラム(A)で申請し、次年度はプログラム(B)というように複数年にわたり中長期的な計画を立てて、応募をすることはできますか。	採択年数の上限をプログラム(A)、(B)それぞれで3年とします(2016(平成28)年度事業より適応)。プログラム(B)は新規応募不可です。地域における日本語教育事業の自律的な運営に向けた概ね3年程度の年次計画を企画書に記入してください。プログラム(A)・(B)それぞれの活用計画についても記入してください。 ただし、本事業は単年度での事業です。毎年有識者による選考規定に基づく審査を行い、採択団体を決定しております。中長期的な計画の下、応募していただいても、本事業の採択は単年度ごとであることを御理解ください。
6	事業の実施体制については、昨年度と同様ですが、事業の内容については拡充した形で実施したいと考えています。事業の内容が昨年度と全く同じではありませんが、2年連続で似たような企画で応募すると審査で不利になりますか。	複数年継続して応募していても、毎年度それぞれの企画内容で審査を行います。 ただし、本事業は先進的取組を支援するものですので企画立案の際には御留意ください。
7	事業を行おうと思っている地域で、他の団体も事業を計画していると聞きました。同じ地域で行う事業に応募することは可能でしょうか。	同じ地域において複数の団体から事業の申請がある場合はあります。それぞれの企画内容について審査いたします。
8	応募する事業の取組のうち、いくつか(例えば、日本語教育の実施(60時間))を他の団体に再委託することはできますか。	再委託することはできます。ただし、運営委員会の開催等、再委託することができないものもあります。企画書に委託して実施することがわかるように記入いただき、再委託に係費用については、再委託費の内訳に計上してください。
9	運営委員会の構成員について、実施団体以外の構成員は半数いれればよいでしょうか。	運営委員会の実施団体以外の構成員は、「過半数」を超える必要がありますので、半数では、この要件を満たしていません。例えば、10名の運営委員がいる場合には、実施団体以外の委員が6名いる必要があります。 なお、客観的な評価の観点等から、事業の中核メンバー等、事業に深く関わる方の所属が別の団体であっても、「外部の構成員」とは見なしません。
10	中核メンバーの略歴は、何名分提出すればいいですか。	人数の決まりはありません。中核メンバーとなる方のみ提出してください。ただし、本事業の応募に際しては、中核メンバーとしてコーディネーターは必ず配置してください。
11	当団体では、教室コーディネーターとは別に事業全体をマネジメントする立場の「事業統括者」が存在します。この場合、この事業統括者の業務は、コーディネート業務として考えられるでしょうか。	本事業における「コーディネーター」は、主に次の役割を行う方とします。 地方公共団体や国際交流協会、地域の日本語教室等で日本語教育プログラムの編成に携わっている方、日本語教育プログラムの実施に必要な地域の関係機関との調整に携わっている方。具体的には、日本語教育の体制整備を推進するための関係団体・地方公共団体等との連絡・調整や、プログラムの企画・立案や外国人のニーズやレベルに応じたカリキュラムデザイン、指導者や外国人からの相談に対する助言等を業務の範囲としています。こういった業務であれば、コーディネート業務として考えられます。
12	複数の地域にまたがる事業を予定しており、事業全体を統括するコーディネーターの他に、各地域毎にコーディネーターを配置したいと考えています。コーディネーターの人数について、複数名の配置は認められますか。	コーディネーターを複数名配置することは可能です。各コーディネーターの担当・役割分担が分かるように記入してください。ただし、1人のコーディネーターが行った業務だとしても、経費は、業務内容ごと(日本語指導や作業等)に分けて計上してください。
13	コーディネーターが、講師等を兼務することはできますか。	兼務することは可能です。コーディネート業務や研修等の講師としての業務の時間は明確に分けてください。同じ時間に両方の業務が重複することがないようにしてください。
14	複数の地域での日本語教室の設置を計画しています。その場合、地域ごとにコーディネーターを配置したいのですが、コーディネーターは複数名いてもよいのでしょうか。	コーディネーターを複数名配置することは可能です。各コーディネーターの担当・役割分担が分かるように記入してください。ただし、1人のコーディネーターが行った業務だとしても、経費は、業務内容ごと(日本語指導や作業等)に分けて計上してください。

15	初めて応募を考えています。書類の作成方法がわからないので、過去の採択団体の書類を見せてもらうことはできますか。	お見せすることはできません。記入要領がありますので、参考に作成してください。記入方法で不明な点がありましたら、相談期間内に御相談ください。なお、実績報告書は文化庁HPに公開していますので、参考にしてください。
16	地方公共団体や教育委員会等行政の担当者に運営委員を依頼したところ、事業実施が確定していないと委員の依頼は難しいと言われました。「交渉中」となってしまいますが、「交渉中」が多いと審査で不利になりますか。	審査によりますので、お答えすることはできません。ただし、採択になった後に提出される書類の中で確認した際に、応募段階での運営委員会の構成と実施段階での運営委員会の構成が大きく異なってしまった結果、企画内容に影響がある場合があり、変更の承認の手続等が必要になることがあります。
17	日本国籍であっても日本語学習が必要な者は事業(日本語教育の実施)の対象になりますか。	本事業の対象者は「外国人等」としており、日本国籍であっても、日本語学習が必要な者は対象にさせていただきません。その場合、国籍が日本であっても受講者数の外国人数に計上してください。
18	当団体はプログラム(B)に応募を考えています。プログラム(A)の応募を考えている他の団体の取組の一つを当団体が再委託で受け、当団体が応募するプログラム(B)の取組の一つとして合同の事業を行うという連携企画での応募は可能ですか。	できません。他の団体が応募する取組を、貴団体のプログラムの一部として応募することは、同じ取組で重複して応募することになり、また、その取組の実施主体が不明確であり、適切であるとは考えられません。プログラム(B)は新規応募はできません。
19	応募書類を作成しましたが、内容に不備がないかどうか、相談期間内に事前に確認してもらうことはできますか。	事前確認は行いません。また、提出された書類は差替え等ができませんので、自ら確認の上、提出してください。記入方法についてわからないことがありましたら、相談期間内に御相談ください。
20	応募書類は12部提出することになっています。応募書類の全てを12部用意して郵送する必要がありますか。	審査資料として12部必要です。押印した原本を1部、その写しを11部提出してください。なお、提出締切後の応募書類の追加や差替えは一切できませんので、必ず確認して提出してください。
21	子育て世代を対象とした日本語教室や、人材育成講座、ネットワーク会議等を開催する場合、受講生のために託児を付けることができますか。	可能です。託児に必要な保育士の謝金や会場の経費を計上することができます。
22	2016(平成28)年度から委託期間3年の上限が設定されました。2016(平成28)年度以前の委託期間も、上限年数の対象となりますか。	2016(平成28)年度を1年目として3年と考えます。2016(平成28)年度から2019(令和元)年度に、同じプログラムに3年採択された場合は、令和2年度以降、同じプログラムに応募はできません。
23	委託期間3年の上限は、不採択あるいは応募しなかった期間がある場合、リセットされるのでしょうか。	プログラム(A)、(B)の採択年数をそれぞれ累積で考えます。累積3年を超えているプログラムには応募できません。
24	「日本語教室の実施」の取組について、地域の別の日本語教育団体に再委託することを考えています。再委託先は1箇所でないといけないのでしょうか。	再委託先は複数でも構いません。
25	今回、複数の団体が集まって実行委員会形式で事業を計画しています。実行委員会としては日本語教育の実績がないのですが、構成団体には、日本語教育の実績があります。このような場合、団体の実績として考えて、応募書類に記入できますか。	構成団体の実績を記入いただくことができますが、どの団体の実績なのか明確に分かるように記入してください。
26	教材のデザインや動画教材作成等を業者に委託する予定です。この場合、再委託になりますか。	こうした取組の一部を依頼する場合は、再委託ではありません。役務の提供ということで、見積、納品、請求に係る手続を行い、経費は雑役務費に計上してください。
27	地域日本語教育スタートアッププログラム及び地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業との併願は可能ですか。	可能です。ただし、同一の活動について同時に複数の委託等を受けることはできませんので、他の事業に採択された場合は、文化庁国語課まで必ず御連絡ください。本事業の採択を取り消すなど、必要な措置を行います。

対象外の取組について		
	質問	回答
1	「対象外の取組」として「 特定の職業に就業することを目的とした取組、又は特定の職業の就業者を対象とした取組」や「 児童・生徒を対象としたが学校生活への適応指導や教科教育を目的とした取組」などが記載されています。「対象外の取組」はプログラム(A)にも(B)にも適用されるのでしょうか。	その通りです。「対象外の取組」については、プログラム(A)、プログラム(B)のいずれにも適用されます。
2	「対象外の取組」として「 特定の職業に就業することを目的とした取組、又は特定の職業の就業者を対象とした取組」とありますが、地域によっては定住外国人が同じ職種に従事している場合があります。事業の目的は、特定の職種を対象とはしてなくても、受講生を募集して実施した結果、受講者が同じ職業の就業者となってしまったということもあるかもしれません。このような場合にも、実施報告の際の確認で、対象外の取組とみなされてしまいますか。	事業の内容が、特定の職種に就労することや特定の就業に必要な日本語の習得を目的としない場合で、広く受講者を募集した結果、特定の職種の受講者になってしまったという場合は問題ありません。
3	「対象外の取組」として「 特定の職業に就業することを目的とした取組、又は特定の職業の就業者を対象とした取組」と記載されていますが、これは広く募集した結果、受講者の職業が1種類になってしまった場合には対象外の取組とみなされてしまうのでしょうか。	受講者が現在、複数の職業に就いていても、ある特定の職業への就労を目的とした内容となっている場合は、対象外の取組と考えます。なお、「職業安定所で職業を探す」や「履歴書を書く」など特定職業に特化していない内容の場合には対象となります。
4	「対象外の取組」として「 特定の職業に就業することを目的とした取組、又は特定の職業の就業者を対象とした取組」とありますが、ホームヘルパー向けの事業は対象外の取組となりますか。	その通りです。ホームヘルパーをはじめとして、特定の職業に就業することを目的としたものは対象外の取組となります。
5	日常生活に必要な日本語教室の実施を、企業と連携して行いたいと考え、市の広報で、日本語教室を実施する企業を広く募集しました。その結果、企業1社だけの参加となった場合、「 特定の職業に就業することを目的とした取組、又は特定の職業の就業者を対象とした取組」に該当するとみなされ、対象外の取組となりますか。	事業の内容が、特定の職種に就労することや特定の職業に就業に必要な日本語の習得を目的としない場合で、かつ、受講者を広く募集している場合には対象となります。ただし、その場合も、連携する企業の従業員及びその家族以外の者も受講できるように受講者を広く募集する必要があります。
6	「対象外の取組」として「 資格取得、試験受験を目的とした取組」とあります。日本語の学習の成果として、「日本語能力試験等を受けたい」ということも出てきた場合、事業の目的としない自発的な試験の受験は可能でしょうか。	日本語能力試験等の受験は、事業の目的とはなじみませんが、学習意欲を喚起するという観点からすれば、日本語能力試験等の受験を否定するものではありません。なお、日本語能力試験等の受験に係る経費は計上できません。
7	「対象外の取組」として「 児童・生徒を対象とした学校生活への適応指導や教科教育を目的とした取組」とあります。子供を対象とした事業を考えていますが、学校生活への適応指導や教科教育を目的としない取組であれば、子供を対象とした事業でも応募は可能でしょうか。	子供を対象としていても、学校生活への適応指導や教科教育を目的としない事業であれば、応募可能です。日常生活や地域での暮らしに必要な日本語の習得を目的としている場合は、事業の対象となります。
8	「対象外の取組」である「 学校への就学・進学を目的とした取組」とは具体的にどのようなものですか。	就学前の学校生活への適応教育、高校進学や大学受験など進学のための教育、進学や進級のための教科学習に特化した日本語の習得に関する取組などです。
9	児童・生徒を持つ保護者が、学校からの通知や連絡事項などを理解し、対処することができるようにすることを目的とした事業を考えています。対象外の取組として「 児童・生徒を対象とした学校生活への適応指導や教科教育を目的とした取組」や「 学校への就学・進学を目的とした取組」がありますが、学校に関連する保護者向けの事業も対象外の取組となりますか。	子供を育てるために必要な日本語も、生活に必要な日本語と考えられますので、事業の対象となります。
10	当団体は、子供を対象として、午前中に教科教育等を目的としない日本語教室、午後には教科教育を行う教室を実施しています。午前中の日本語教室のみ、応募することはできますか。	団体の中で、内容及び経費について、明確に分けて、対象事業のみ応募してください。
11	外国人学習者に調査をした結果、習得したい日本語の一つに「仕事」がありました。求人情報の見方や、履歴書の書き方、面接や電話アポイントの際のマナーや自己PRの方法等、一般的な仕事につながる日本語学習を講座の中に盛り込んだ事業で応募は可能ですか。	生活上の行為の一部として就労に関することを取り上げ、どの職種にも共通する内容を日本語学習のトピックとして講座に組み入れることは、問題ありません。なお、本事業の目的は、日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるようにすることですので、御注意ください。

プログラムの内容について

	質問	回答
運営委員会	取組の一つに人材育成を企画しています。その内容については、地域関係者及び専門家、コーディネーター等と協議を行い決定したいと思っています。そのための話し合いなどは、運営委員会に組み込めばよいのでしょうか。	運営委員会は「事業内容、実施方法の検討、実施状況の確認・改善、評価」を行うための会議であり、各取組の具体的な内容を検討するものではありません。各取組が必要に応じて会議を設置することができます。取組の中に、「人材育成検討会議」「教材企画編集会議」のように会議名と出席者を明記してください。会議を設置する場合、申請時に会議開催数や会議出席者などある程度具体的に決めておく必要があります。
運営委員会	運営委員会にオブザーバーを出席させることは可能ですか。	オブザーバーの出席は可能です。ただし、オブザーバーは運営委員ではないため、委員数の10名には入りませんし、運営委員会出席謝金の計上はできません。
AB1	プログラム(A)とプログラム(B)の違いを教えてください。	プログラム(A)は、文化審議会国語分科会の報告「カリキュラム案等」の普及・改善が目的です。3つの取組「日本語教育の実施」、「日本語教育を行う人材の養成・研修の実施」、「日本語教育のための学習教材の作成教材」を実施していただき、また、全てにおいて「カリキュラム案等」を活用して実施する必要があります。 プログラム(B)は日本語教育の体制整備を推進することが目的です。5つの取組「関係機関等の連携・協力を推進する検討体制の整備」、「地方公共団体や各種団体等多様な機関と連携・協力し実施する、外国人が参加しやすくなる又は参加しやすいテーマに関する日本語教育の実施」、「取組の成果の発信及び住民の日本語教育への理解の促進」、「上記にかかる人材の育成」、「その他、これらに類するもので、当該地域における「生活者としての外国人」に対する日本語教育の体制整備を推進する事業の実施」のうち、及び を含め、2つ以上を組み合わせる必要があります。 プログラム(B)は新規応募はできません。
AB2	この事業では、「日本語教育の実施」は、対面式の場での「教室」に限らず、スカイプなどを活用した遠隔教育、通信教育、eラーニングによる日本語教育も含まれますか。また、その場合も、最低学習時間を「60時間相当」と考えていいですか。	「日本語教育の実施」には、「教室」形式での実施に限らず、通信教育やeラーニング等による教育の実施も含まれます。ただし、対象者や、その人数、学習時間、効果をどのように把握し、事業を行うかという点は、「教室」形式での実施と同様に記入してください。HPに教材を掲載し学習者に適宜活用を促すといったことでは、この事業における日本語教育の実施とは考えられません。また、時間数も、「教室」形式での実施と同様、60時間以上必要です。
A1	プログラム(A)は、「カリキュラム案」を活用した取組しか実施できないのでしょうか。	「カリキュラム案」の内容だけでプログラムを作成しなければならないという意味ではありません。学習者の状況やニーズに応じて日本語教育プログラムを組み立てていただくとありますが、「カリキュラム案」の生活上の行為の事例の中から対象となる項目を選ぶことに加えて、「カリキュラム案」の生活上の行為の事例にない項目が必要となる項目があれば、新たに作成していただくことになります。また、既存の団体独自の日本語教育プログラムを活用したいと考えている場合は、その既存のプログラムに「カリキュラム案」の内容を一部取り入れて取組を実施していただくなど、部分的に活用いただくこともかまいません。なお、活用方法がわかるように応募書類に記入してください。
A2	プログラム(A)では、カリキュラム案等の活用が求められていますが、5種類すべてを活用しないといけないのですか。	3つの取組の全部に「カリキュラム案」等を取り入れていただくことが前提となりますが、5種類全部を使わなければならないということではありません。また、「カリキュラム案」以外の教材は使えないということでもありません。「カリキュラム案」の中で参考になる部分を各取組に取り入れて日本語教育プログラムを実施してください。どのように「カリキュラム案」等を取り入れたかわかるよう、応募書類に記入してください。
A3	プログラム(A)は3つの取組の実施時間の下限が定められています。「日本語教育を行う人材の養成・研修の実施」は30時間以上となっていますが、初心者を対象とした指導者入門講座として20時間、経験者を対象とした指導者講座を10時間、というように対象別に合計30時間という計画でもよいのでしょうか。	「日本語教育を行う人材の養成・研修の実施」の場合、合計30時間以上であれば、複数の講座を組合せた取組でもかまいません。同様に、「日本語教育の実施」や「日本語教育のための学習教材の作成」においても、初級、中級、上級のレベル別に20時間の講座を3つ行い、合計60時間の取組も応募が可能です。
A4	プログラム(A)を検討していますが、三つの取組のうちいずれかの取組について民間の助成金等を受けているので取組の申請から外すことを検討しています。委託完了時に提出する報告書には、申請していない取組についても記載の必要がありますか。	プログラム(A)の取組は、原則 日本語教育の実施 日本語教育を行う人材の養成・研修の実施 日本語教育のための学習教材の作成の全ての取組の組合せでの応募となります。したがって、申請をされない取組がある場合は、企画書に申請しない理由をできるだけ具体的に明確に書いてください。なお、委託完了時には、申請から外した取組についても参考として報告書やレポートの提出をお願いすることになります。
A5	今年度、プログラム(A)で採択され、次年度も応募を考えています。「標準的なカリキュラム案」を活用して教材を作成し、今年度中に完成予定ですが、次年度もまた新たに教材を作成する必要がありますか。	既に「標準的なカリキュラム案」を活用した60時間以上分の教材を作成いただいている場合、作成した教材の改訂・増補を行う取組でも構いません。ただし、どのような観点、どのような点をどの程度改訂するのか具体的に分かるように応募書類に記入してください。

A 6	人材養成研修を終了した受講生の中から希望者を募り、日本語教室の補助者として支援に加わってもらいたいと考えています。教育実習のように養成と支援活動とを並行して進めるのではなく、研修が終わったあとに補助者として活動してもらおうという形での人材の活用は可能ですか。	日本語教育に関わる人材の養成・研修を終了した受講者が、日本語教室に指導者や補助者として参加することに問題ははありません。
A 7	指導者謝金を計上する講師は5名です。その他にボランティアの学習サポーター30名が事業に関わっています。この30名については経費の計上はありませんが、応募書類に記入する必要がありますか。	経費の計上がない方については記入いただく必要はありません。ただし、ボランティアも取組には重要な役割を果たしておられると思いますので、ボランティアが取組にどのように関わるか内容を記入してください。
B 1	プログラム(B)の応募を検討しています。日本語教育の実施を当団体の他の予算で実施していますが、本事業の応募に当たっては、別枠で60時間の日本語教育を実施しなければなりませんか。	別の事業で本事業の目的に沿った60時間の日本語教育が実施されている場合、新たに60時間の日本語教育を実施していただく必要はありません。ただし、60時間の日本語教育の実施は、応募に当たって必要な取組の一つであるので、委託事業及び経費を計上をしないとすると、応募書類にその日本語教育の内容及び時間数等が分かるように具体的に記入してください。 プログラム(B)は新規応募はできません。
B 2	プログラム(B)の各取組において、参加者数のうち、外国人が10名以上参加する取組であることが求められていますが、全ての取組において外国人が10名以上参加していなければならないでしょうか。	原則として外国人が10以上参加する取組であることとしていますが、「関係機関等の連携・協力を推進する検討体制の整備」や「取組の成果の発信及び住民の日本語教育への理解の促進」、「行政職員を対象とした研修」など、取組の内容が外国人対象のものではない場合については、その限りではありません。 プログラム(B)は新規応募はできません。
B 3	プログラム(B)の応募を検討しています。(B)の取組の一つとして指導者養成を企画することは可能ですか。	可能です。プログラム(B)でも、人材の育成は取組の一つになると考えられます。 プログラム(B)は新規応募はできません。
B 4	プログラム(B)の「日本語教育の実施」について教えてください。教室形式ではなく、学習者が自ら調べ発表したり、地域住民等と意見交換を行うなどの活動を考えられています。こういった活動も本事業における「日本語教育の実施」に該当しますか。	教室形式でなくとも、外国人等の日本語習得に資する取組であれば、「日本語教育の実施」と考えられます。取組の内容がどのような点で日本語習得に資するものであるかがわかるように記入してください。 プログラム(B)は新規応募はできません。
B 5	プログラム(B)の応募を考えています。取組の内容に「各取組が外国人等の日本語習得及び地域における日本語教育の体制整備に資する内容であること」とありますが、すべての取組が日本語習得に資する内容でなければいけませんか。	その通りです。応募を考えているすべての取組について、外国人等の日本語習得にどのように資するのか、また、体制整備に資するのかを分かりやすく記入してください。 プログラム(B)は新規応募はできません。
B 6	プログラム(B)の「空白地域を含む」取組で応募を考えています。応募後に日本語教室があった等「空白地域」でないことが判明した場合、プログラム(B)の「空白地域」を含まない事業としてそのまま審査してもらうことはできますか。	提出後の書類の修正等はできませんが、「空白地域」における取組については、事業経費予定額の上限額が違う(13ページ)など、審査に当たって重要な項目の一つになりますので、まずは文化庁国語課に御連絡ください。 プログラム(B)は新規応募はできません。
B 7	プログラム(B)の応募を検討しています。「日本語教育の実施が60時間以上」とありますが、これは「人材の育成」も含めた時間として考えてもよいでしょうか。	「日本語教育の実施」60時間には、「人材の育成」の時間は含みません。学習者のための日本語教育を60時間以上実施していただく必要があります。 プログラム(B)は新規応募はできません。
B 8	プログラム(B)で「人材の育成」を取組の一つとして応募を検討しています。「原則として外国人が10名以上参加する取組であること」とありますが、日本人対象の「人材の育成」の取組で応募することができますか。	応募することができます。「人材の育成」の取組で日本人指導者を対象とした取組である場合のみ、「外国人10名以上の参加」がなくても構いません。 プログラム(B)は新規応募はできません。
B 9	プログラム(B)の応募を考えています。「日本語教育の実施」を当団体の独自事業として60時間以上実施しているため、「人材の育成」を60時間以上実施するという条件がありますが、「人材の育成」だけで60時間は難しいため、「日本語教育の実施」30時間と「人材の育成」30時間で、合計60時間と計画して応募することは可能ですか。	「人材の育成」だけで60時間以上の実施が必要です。ただし、20時間の人材育成講座を3地域、対象別3種類実施し、合計60時間以上となる計画での応募は可能です。なお、その場合でも「日本語教育の実施」については、別途60時間以上の実施があるということが分かるように、内容を記入してください。 プログラム(B)は新規応募はできません。

謝金等経費について	
謝金等単価については、財務省の予算執行調査の指摘を踏まえ、効率的な事業運営の観点からきめ細かく設定を行っております。そのため、上限額を超えた経費は委託費としては計上できません。募集案内の18ページにある「単価上限表」の金額を上限として、団体として適宜設定してください。	
質問	回答
1 当団体の役職員が、本事業に取り組んだ場合の謝金の計上は可能ですか。	団体からの給与との重複支給はできません。団体の給与の対象となる業務及び勤務時間外での業務とわかるように整理し、証明する必要があります。
2 謝金については単価の上限が決められています。当団体としては、講師の経歴等により謝金の額を変えたくないのですが、団体としての統一的な単価を設定することは可能でしょうか。	謝金については、単価上限表の金額を上回る委託費の計上はできません。その範囲内で、団体としての謝金の単価を決めてください。また、委託費とは別に団体の自己負担で上限額に上乘せして謝金をお支払いいただくことは可能です。
3 参加者数については、「取組ごとの応募者が5名を下回った取組に係る経費は、精算時に委託費の対象外として処理すること」とあります。これは1年間通算して平均5名以下となった場合に対象とならないのか、あるいは例えば複数回ある教室のうち、参加者が5名以下の回については、対象とならないのでしょうか。	飽くまでも、募集した結果、応募者が4名以下の場合には対象とならないということであり、毎回の出席者数は問いません。応募が5名以上あれば委託費の対象となります。ただし、日々の教室においては、指導者と補助者を合わせた人数が受講者数を上回らないようにしてください。指導者と補助者を併せた人数が受講者数を上回っている場合には、上回った人数分の謝金・旅費は委託費の対象外として処理することとなります。
4 電車やバス等の公共交通機関がなく、受講生が車で教室へ通わざるを得ない地域があります。受講生が教室へ通うための車のガソリン代の計上は可能ですか。	受講者が教室へ通うための経費は、受講者が負担すべき経費と考えていますので、計上することはできません。
5 会議費は、お茶代のみで、お弁当や茶菓子代の計上はできないとあります。シンポジウム等事業を終日に渡って開催する場合でも、講師へのお弁当等を計上することはできませんか。	どのような場合でも、お弁当や茶菓子代の計上はできません。
6 印刷代・コピー代について、「団体が通常利用しているコピー機の経費を案分して計上することはできません」とあります。当団体では、募集案内や資料を印刷するのは、団体が使用しているコピー機を使用していますが、その経費を計上する方法はありますか。	団体で使用しているコピー機での印刷代は、 使用枚数の内訳を明確に示せない場合 、計上することができません。
7 保育園等さまざまな場所で外国人を受け入れるにあたり、どのような日本語教育が必要か支援に関わる関係者でヒアリングに行くことを計画しています。そのヒアリングにかかる業務の経費は計上できますか。	ヒアリングに同行するだけの経費は計上できません。ヒアリングの結果をまとめるなど作業については、作業等労務謝金の計上などができます。
8 教材作成や指導者研修を実施するに当たり、担当者間の協議を行う会議を予定しています。そのような会議に対する経費の計上はできますか。	会議にかかる経費の計上は可能です。なお、日本語指導等の前後の打合せ等の経費は計上できません。
9 教材作成に当たり、指導者と原稿執筆者1、2名で会議を行い、実践・検討を繰り返して教材を作成したいと考えています。会議出席謝金の人数と原稿執筆謝金の人数が違っていても大丈夫ですか。	問題ありません。原稿執筆者には原稿執筆謝金を計上することができます。教材作成会議の出席者については、氏名等を記入し、会議出席謝金を計上することができます。
10 指導者謝金の計上について教えてください。1.5時間の場合は、どのような単価設定をすればいいでしょうか。	2時間分の謝金を支払うことができます。実働時間のとおり、1.5時間を支払っても構いません。
11 地域の行政機関と連携して消防署やゴミ焼却所等をめぐる体験学習の取組を考えています。各所をめぐるときのバスの借り上げの経費を計上することはできますか。	原則は、受講生にかかる経費は、受講生が負担するものです。バスを利用しなければ実施できない明確な理由がある場合等、バスを借り上げる経費が認められる場合がありますので、お問い合わせください。
12 契約期間前に消耗品を購入して、日本語教室の準備を進めています。その経費を計上することはできますか。	計上することはできません。購入日も使用日も契約期間内の経費のみ計上できます。
13 講義・講演謝金と日本語指導謝金との違いは何ですか。	講演会や人材養成・研修等の謝金が講義・講演謝金になります。日本語教室での指導は、日本語指導謝金になります。

空白地域を含む事業について

	質 問	回 答
1	日本語教育の「空白地域」を含む事業を行う目的は何ですか。	文化庁では、日本語学習環境の地域による偏りをなくすため、地域日本語教育スタートアッププログラムでも日本語教育の空白地域の解消を目的とした事業を実施しています。この地域日本語教育実践プログラムにおいても取り組んでいただき、一層空白地域の解消を目指していきたいと考えています。
2	「空白地域」とは具体的にどのような地域のことをいいますか。	「生活者としての外国人」に対する日本語教育が行われていない市区町村のことです。
3	空白地域でいう「市区町村」は、全ての市区町村が対象となりますか。	特別区...区内で日本語教育が実施されていない場合、その区は空白地域に該当します。 政令指定都市...区(行政区)単位で日本語教育が実施されていない場合、その区(行政区)は空白地域に該当します。 その他の市...市内で日本語教育が実施されていない場合、その市は空白地域に該当します。 町...町内で日本語教育が実施されていない場合、その町は空白地域に該当します。 村...村内で日本語教育が実施されていない場合、その村は空白地域に該当します。 なお、「町」は地方公共団体としての「町(県 郡 町)」のことであり、市区町村内の区画を示す「町(県 x 市 町など)」のことではありません。
4	「日本語教育が行われていない市区町村」ということをどのように証明すればいいでしょうか。	地方公共団体が把握しているかどうか等、確認できる範囲で構いません。
5	以前、地方公共団体主催で日本語教室を開催していましたが、今は開催していません。日本語教室を再開したいと思います。が、「空白地域」の取組として応募することはできますか。	本来は、これまで「生活者としての外国人」に対する日本語教育が行われてこなかった市区町村での日本語教育の立ち上げを支援するものですが、現在、日本語教育が実施されていない地域も対象となりますので御相談ください。
6	県として、日本語教室がない市町を含めた日本語教育の広域連携体制を構築する事業の応募を検討しています。その市町で日本語教室を開設する目的の取組は「空白地域を含む取組」とすることはできますか。	「空白地域」を含む取組とすることができます。 なお、都道府県は継続申請のみ可能です。
7	当市の北部には日本語教室がありますが、南部にはありません。市の南部で日本語教育を実施する取組を申請する場合、「空白地域を含む取組」とすることはできますか。	「空白地域」は市区町村単位となりますので、市内に日本語教室がある場合は、「空白地域を含む取組」とはなりません。
8	当市にはボランティアによる日本語教室が複数ありますが、市や市の国際交流協会が主催する日本語教室はありません。市や市の国際交流協会が新たに日本語教室を開設しようという取組は、「空白地域を含む取組」として応募することはできますか。	ボランティアによる日本語教室がある場合は、「空白地域を含む取組」とはなりません。
9	現在実施している日本語教室に、日本語教室がない他市の外国人住民の参加要望があります。周辺の他市に周知し、市外の外国人住民も日本語教室に受け入れる場合は、「空白地域を含む取組」になりますか。	「空白地域を含む取組」にはなりません。「空白地域を含む取組」を申請するためには、「空白地域」での日本語教育の実施が必要です。
10	「空白地域」での日本語教育を通信教材やスカイプなどを使った遠隔教育、eラーニングなどで実施する取組は、「空白地域を含む取組」になりますか。	「空白地域を含む取組」となります。ただし、空白地域の学習者を対象とすることだけでは、「日本語教育の実施」とは見なしません。当該地域で日本語教室を開設するのではなく遠隔教育が最適と考えられる理由及びスクーリング等を含めた具体的な実施体制について分かるように記入してください。なお、毎回の指導内容や指導時間だけでなく、それが確認できる必要があります。
11	「空白地域を含む取組」とは、「日本語教育が行われている地域」での取組に加えて、空白地域を含めた取組を行う事業、空白地域だけを対象にした取組を含む事業のどちらのことを言いますか。	空白地域のみを対象とする事業も、日本語教育が行われている地域の他に、新たに近隣の空白地域を加えた事業も、どちらも該当します。